

普通車の証明申請

【自動車保管場所証明申請書の記載例】
※普通自動車を運輸支局に登録(新規登録・変更登録・移転登録)する場合に必要な書面です。
(この申請様式は、軽自動車の保管場所届出には使えませんのでご注意ください。)

① **【車名】・【型式】・【車台番号】・【自動車の大きさ】**
 自動車検査証等に記載されているとおりに記載してください。新車購入等で申請時に不明の場合には販売店等でご確認ください。

【車名】
通常、車のメーカー名を記載します。
(例:トヨタ、ニッサン、ホンダ、等)

※注意※
車種名が「マツダ・CX-5」の場合
「マツダ」と記載します。

※注意※
車種名が「マツダ・CX-5」の場合
「マツダ」と記載します。

【保管場所の位置】
・保管場所の位置に住居表示がある場合（建物敷地内）は、住居表示で記載してください。
・住居表示がない場合には、地番を記載してください。

【車名】・【型式】・【車台番号】・【自動車の大きさ】
自動車検査証等に記載されているとおりに記載してください。新車購入等で申請時に不明の場合には販売店等でご確認ください。

自動車保管場所証明申請書																
車名	型式	車台番号							自動車の大きさ							
マツダ	3DA-KF2P	X	X	1	-	1	2	3	W	W	K	5	6	7	長さ 456	センチメートル
(アルファベットには下欄に「レ」してください)																
✓	✓					✓	✓	✓	✓	✓				幅 165	センチメートル	
														高さ 150	センチメートル	

自動車の使用の本拠の位置 ○△市平区新浜町 1-9-42

（注）本表は、関係機関等から提供された資料に基づき作成されたもので、必ずしも正確なものであるとは限りません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

④ ○△ 警察署長 殿

申請者

住所 ○△市中区新浜町1-9-42

五、

電話 082 228 2112 0220

電話 082 - 228 - ~~0110~~ 0220

自 動 車 保 險 場 所 証 明 書

訂正印は不要です。

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年 月 日

警察署長

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標
必要があるとき、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外の
本拠の位置と同一であり、かつ、**7** 係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列

【自動車登録番号】

ナンバー変更を伴わない場合に申請車両の登録番号を記載してください。

証明の日から概ね1ヵ月以内に運輸支局等に提出してください。

所有区分	自己 · 他人 · 共有
------	--------------

自動車登録番号

連絡先
電話
(担当者)

広島 花子
-0000-1111

【所有区分】
申請する保管場所の「所有者」に○印を付けます。

- ・申請者所有
「自己」に○印を記載
- ・他人所有
「他人」に○印を記載
- ・共有地
「共有」に○印を記載

- この書類は、2枚1組(自動車保管場所証明申請書2通)の複写式となっています。申請書様式を県警ホームページからダウンロードした場合は、2枚ともに記載してください。
- 消すことができるボールペンは使用しないでください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容をよく確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は新たな申請となります。
- 上記は、一般的な記載の一例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問い合わせください。**

【使用の本拠の位置】

（個人の場合）

- ・実際に居住している場所の住所を記載してください。通常は住民票の住所と同じです。
- ・通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。

（法人の場合）

- ・実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。本社、支店、営業所等の所在地です。
- ・通常は、役員の実自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。

※注意※
・「使用の本拠の位置」から「保管場所の位置」までは直線距離で2km以内であることが必要です。

※注意※

- ・保管場所証明申請における審査では、「保管場所の位置」だけでなく「使用の本拠の位置」の実態等を含めて審査します。
- ・「使用の本拠の位置」が「申請者住所」と異なる場合等は、「使用の本拠の位置」を疎明する書面（公共料金の領収書、郵便物等）の確認のほか、使用の本拠の位置について聴取させてもらう場合があります。

【申請者住所・氏名】
（個人の場合）
 ・住民票または印鑑証明書の住所・氏名を記載してください。
（法人の場合）
 ・登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人代表者名を併記してください。

【押印(訂正印含む)は不要です。】
・申請書氏名欄への押印は不要です。(ゴム印やパソコン入力等による記名のみでも結構です。)
・訂正箇所における訂正印も必要ありません。